資料２

訪問介護報酬 実態に見合う改定か

新年度から基本報酬引き下げ「加算」は手厚く

時時刻刻

訪問介護の基本報酬引き下げについて国会前で抗議の声をあげるヘルパーら＝2月6日、東京都・代田区

「セットで考えて」国は強調

「物価高に負けない賃上げに必要な報酬の改定率を決定した」。岸田文雄首相がこう強調する新年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに反発が広がっている。現場からは「在宅介護は崩壊する」との声も。

▼社会面＝留学生受け入れ拡大

訪問介護の基本報酬は、なぜ引き下げられたのか。厚生労働省は二つの理由をあげる。一つは、訪問介護で介護職員の賃上げにあてる「加算」を手厚く配分したことだ。

今回の改定では賃上げのため報酬全体を1・59%増という、例年を大きく上回る水準で引き上げた。このうち介護職員の賃上げに0・98%分、残る0・61%分は「介護職員以外」の処遇改善に配分。介護職員の賃上げは報酬への「加算」で対応すると決めた。

加算は、職場環境の改善や研修の実施などの要件を満たせば基本報酬に上乗せできる制度。今回、職員のうち介護職員の割合が高い訪問介護では、全サービスで最も高い加算率（最大24・5%）を設定。一方、基本報酬の増減を左右する0・61%分は、事務職など介護職以外が多いサービスに手厚く配分された。

もう一つが訪問介護の収支差率（利益率）の高さだ。基礎データとなる「経営実態調査」で訪問介護は2022年度決算が7・8%と、全サービス平均の2・4%を大きく上回った。特別養護老人ホームがマイナス1・0%、介護老人保健施設が同1・1%で赤字となる中、訪問介護は「かなり良かった」と同省はみる。

訪問介護サービスは総習用も大きいため、「収支差率の全体を眺め、調整した」（同省担当者）結果、訪問介護の基本報酬は引き下げることになったと説明する。

ただ厚労省は、加算を取得していない事業所が新たに取得できれば、基本報酬が下がっても報酬全体では11・8%増になるモデルケースも例示。みとりや認知症関連の加算も充実したとし、「改定は基本報酬だけでなく、全てをセットで考えてほしい」と強調する。

加算がとれなければ報酬は減る。同省によると、従来の処遇改善加算を取得できていない訪問介護事業所。同省は、3割弱あり複雑化した処遇改善加算を統合し、手続きも簡素化して取得を促す。取得が難しい小規模事業者には「伴走型で相談できる仕組みをつくりたい」としている。（関根慎一）

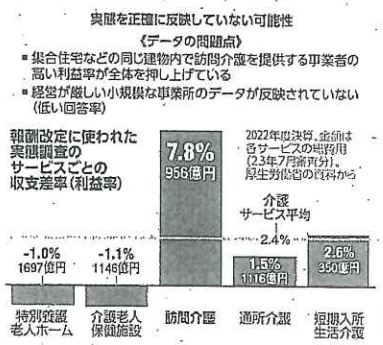

「高い利益率」根拠に疑義

しかし、厚労省の説明には反論が出ている。引き下げの根拠とした利益率の高さ（7・8%）について、元になった厚労省の経営実態調査のデータに疑問の声があがる。現場関係者の団体などは、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）といった狭合住宅に併設され、効率よく訪問ができるタイプの訪問介護事業者の利益率が高いためだ、と国を批判する。

さらに、経営が厳しい小規模事業者はこの種の地域を一軒一軒まわる事業者とは経営状況がまったく異なるとし、カテゴリーをわけて検討すべきだ、と指摘。地域区分の加算を取得しても、基本報酬の減額と相殺され、収入が減ってしまう場合がある。

NPO法人「グレースケア機構」代表の柳本文貴さんは、事業所の訪問介護事業の23年分の実績をもとに現行と改定後の報酬を試算。処遇改善加算分では年間約144万円の増収だったが、基本報酬引き下げで年間約222万円のマイナスに。全体では年約78万円の減収となった。柳本さんは「厚生労働省が『処遇改善を含めるとプラス』と強弁するのはおかしい。頑張って処遇改善に取り組み、すでに上位の加算を取っている事業所は収入減になるだけだ」と話す。（編集委員・前川史郎）

現場は反発「終わりのはじまり」

「基本報酬引き下げは暴挙」。認定NPO法人「ウィメンズアクションネットワーク」（上野千鶴子理事長）、NPO法人「訪問介護をよくする女性の会」（樋口恵子理事長）など5団体は2月初め、引き下げに抗議し、撤回を求める緊急声明を公表した。2400を超す個人・団体から賛同を得た、としている。

呼びかけ団体となった「ケア社会をつくる会」世話人の小島美里さんは記者会見で、「在宅介護の終わりのはじまり」と強い危機感を表明した。

事業者や介護家族などからも抗議は相次ぐ。NPO法人「サポートハウス年輪」理事長の安岡厚子さんは、ヘルパー不足が原因で昨年春、訪問介護事業所の休止を余儀なくされた。「（介護職員の）地位向上に国が本気で取り組んでいればこんなことにはならなかった」と語り、引き下げは「言語道断」だとする。

公益社団法人「認知症の人と家族の会」前代表理事の鈴木森夫さんは、介護を担う家族の介護離職防止のために訪問介護は不可欠で、「引き下げは『介護のある暮らし』を崩壊させる」と訴える。

訪問介護員（ホームヘルパー）は介護が必要な高齢者宅で調理などの生活援助や身体介護を担う。介護福祉士や、所定の研修を修了した人らが務める。人材が不足し、有効求人倍率は15・93倍（2025年度）。若い世代が減らず、60代以上が約4割。年収は施設などの介護職員より約17万円少ない（介護労働安定センターの介護労働実態調査、22年度）。東京商工リサーチによると、23年の訪問介護事業者の倒産は67件。調査開始以降で最多だった。（編集委員・前川史郎）

「基本給」増額すべきだった

川口啓子・大阪健康福祉短大特任教授（医療福祉政策）の話　ヘルパーの介護を受け、現場を自宅で迎えたいと考える人は多く、国も在宅介護を進めようとしている。だが報酬は不十分で、介護業界の中でも特に人手不足が深刻だ。事務手続きが煩雑で負担が大きい「手当」にある処遇改善加算ではなく、「基本給」の基本報酬を増額するべきだった。担い手は高齢化が進み、利用者や家族からのハラスメントも後を絶たない。事業者は人材紹介会社に多額の紹介料を払って人材を確保している。経営基盤となる基本報酬の減額が誤ったメッセージとなり、人手不足に拍車が掛かる懸念がある。

すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。
© 朝日新聞社　無断複製転載を禁じます。

2024年３月26日 参議院予算委員会 れいわ新選組　舩後靖彦

出典　2024年2月26日朝日新聞朝刊２面